国立大学法人筑波大学第VI期行動計画

第Ⅰ期(平成17年4月策定) 第Ⅱ期(平成19年4月策定) 第Ⅲ期(平成22年4月策定) 第Ⅳ期(平成26年1月策定、 平成27年3月期間変更) 第Ⅴ期(平成30年4月策定) 第Ⅵ期(令和5年4月策定、 令和7年3月期間変更)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、 全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 内容

目標1

計画期間内に休暇制度の拡充を行う

〈対策〉

• 令和5年4月~ 教職員のニーズの把握、検討開始

・令和6年10月~ 制度導入・教職員への周知

目標2

育児休業取得に対する意識向上のためのセミナー・講演会を行う

〈対策〉

・令和5年4月~ 本学における育児休業取得に関する制度等の周知、セミナーや 講演会の検討・実施